

幸田町子どもの権利に関する条例（概要）

【施行日：平成23年4月1日】

前文（概略）

子どもは、一人の人として、かけがえのない価値と尊厳をもって、この世に誕生しました。子どもたち一人ひとりが、自らの力で未来を切りひらき、自身の人生の主人公となるためには、子どもの権利を社会全体で保障していくことが欠かせません。そして、家庭や学校・地域・行政がしっかりと手を結び合い、子どもたちのよきサポーターでなければなりません。子どもたちを取り巻く現実には複雑です。「子どもの権利とは何か」について子どもと子ども、子どもと大人がともに学び合うことが大切で、その権利を実行することを通して、お互いに他の人の権利を尊重するところや責任を身につけることができます。子どもは、大人とともに幸田町を創っていく大切なパートナーであり、まち全体で子どもが育つ環境の整備や子どもと直接向き合う大人たちを支援していかなければなりません。子どもにやさしいまちは、大人にとっても親しみ深いまちとなり、そこで子どもが夢を育てることは、そこに住むすべての人の希望になります。子どもは、今を生きる地球市民として自国の文化を大切にしながら、世界の人々と交流し、平和の大切さ、異なった文化の理解、自然を取り巻く地球環境問題等を学び合わなければなりません。これは、国際的な視野を育み、幸田町の子どもが一人の人として成長していくには何が大切かを理解するために必要です。このようなまちづくりを目指し、幸田町が子どもの権利を尊重するまちであることを明らかにし、幸田町子どもの権利に関する条例を制定します。

総則

目的

児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）の理念に基づいて、子どもの権利を保障し、子どもが生活していることによるよこびを感じつつ、いきいきと育つことを地域社会全体で支え合う仕組みを定めることにより、子どもを大切にすまのまちの実現を目的とします。

定義

「子ども」

町内に住んだり、町内で学んだり、活動したり、働いたりする18歳未満の人その他これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人をいいます。

「保護者」

親又は親に代わって子どもを養育する立場にある人をいいます。

「育ち学ぶ施設」

町内にある児童福祉施設、学校教育施設、社会教育施設、民間教育施設その他子どもが学ぶために利用する施設をいいます。

「施設関係者」

育ち学ぶ施設の設置者、管理者、教員及び職員をいいます。

「地域住民」

地域の住民、地域で活動を行う団体及び町内の事業者をいいます。

基本的考え方

- ・子どもの幸せ・子どもにとって最もよいことを第一に考えます。
- ・子どもの生きるよこびを育むため、その気持ちや考え、行動する力を大切にします。
- ・子どもの年齢や発達に配慮します。
- ・子どもと大人の相互理解を基本に、地域全体で取り組みます。

子どもにとって大切な権利

1 安心して生きる権利

- ・命が守られ大切にされる・愛情と理解で育まれる
- ・年齢や発達にふさわしい環境のもとで生活する
- ・平和で安全な環境のもとで生活する
- ・健康を保ち、適切な医療が受けられる
- ・安心できる場所で眠れる

2 自分らしく生きる権利

- ・ありのままの自分が認められる
- ・子どもというだけで、不当に扱われない
- ・自分の気持ちや考えを大切にし、表現できる
- ・自分のことを、年齢や発達に応じて自分で決める
- ・こころの安らぐ居場所を持ち、自由な時間を過ごせる

3 学び育つ権利

- ・必要な知識や情報が得られる
- ・教育を受けたり、自ら学んだりする機会が得られる
- ・文化、芸術及びスポーツを通じて豊かな人間性を育む経験が得られる

4 遊び育つ権利

- ・遊びが大切にされる
- ・遊びの場、時間及び仲間が得られる

5 ともに育つ権利

- ・保護者とこころあたたまる時間を過ごす
- ・さまざまな世代の人々と触れ合う
- ・地域や社会の活動に参加する
- ・異文化と交流し、対話する
- ・自然に親しむ

6 自分を守り、守られる権利

- ・本人の意思や行動が尊重され、見守られる
- ・プライバシーが守られる
- ・あらゆる差別を受けない
- ・いじめ、虐待、体罰その他あらゆるこころや体への暴力から守られる
- ・薬物濫用、性的搾取、誘拐その他あらゆる危害から守られる
- ・自分を守るための適切な情報が得られる
- ・困っていることや不安に思っていることを安心して相談できる

7 参加する権利

- ・参加に必要な情報が得られる
- ・参加の場で自分の気持ちや考えを表明することができ、尊重される
- ・年齢や発達にふさわしい活動の機会が得られ、意思決定に参加する
- ・仲間をつくり、集まり、自治的な活動を行うことができ、適切な支援を受けられる

大人による子どもの権利保障

大人の責務

- ・「基本的考え方」に基づいて、「子どもにとって大切な権利」を保障しなければなりません。
- ・子どもが自分の権利を理解し、自分や自分以外の人やものを大切にする価値観を持つ人間になれるよう支援しなければなりません。
- ・大人としての自覚を持ち、子どものよき手本となれるよう努めなければなりません。
- ・あらゆる差別・暴力・危害から子どもを守らなければなりません。

保護者の責務

- ・子どもがこころ豊かに育つため、子どもの年齢や発達に応じた支援や助言をする
- ・子どもと向き合い、子どもの気持ちや考えに耳を傾け、十分に対話する
- ・子どもが安心して過ごせる家庭づくりに努める

施設関係者の責務

- ・子どもの活動の充実を図る
- ・子どもの考えや気持ちを受け止め、意思決定に参加する機会を設ける
- ・虐待・いじめの予防と早期発見に努める
- ・子どもの権利について、研さんに努める

地域住民の責務

- ・子どもをあたたかく見守る
- ・対話の機会を作る
- ・地域の行事や活動に参加する機会を設ける
- ・子どもの権利について、住民意識の高揚や地域力の発揮に努める

町の責務

- ・保護者・施設関係者・地域住民と連携、協働する
- ・保護者・施設関係者・地域住民へ必要な支援をする
- ・国や他の公共団体等と協力して、子どもの権利保障に努める

子どもを大切にするまちづくりの推進

子どもの権利の周知と学習支援

- ・町は、この条例と子どもの権利について周知を図るとともに、必要な取組を実施します。
- ・町は、家庭、育ち学ぶ施設及び地域において、子どもが子どもの権利について学び、お互いを尊重し合うことができるよう必要な支援を行います。
- ・町は、大人が子どもの権利について学ぶことができるよう必要な支援を行います。

子育て家庭への支援

- ・町は、子育てをしている家庭に配慮し、保護者が安心して子育てをすることができるよう必要な支援を行います。
- ・町は、子育てをしている家庭の一人ひとりの保護者に対し、子育てと仕事の両立を支援する環境づくりに努めます。

特別な支援が必要な子どもや家庭への支援

- ・町及び育ち学ぶ施設は、特別な支援が必要な子どもや家庭に配慮し、適切な支援をします。

子どものころや体への暴力に対する取組

- ・町は、子どもに対するころや体への暴力の予防及び早期発見に取り組みます。
- ・子どもは、自らが虐待を受けたときや受けていると思われる子どもを発見したときは、町や関係機関に相談することができます。
- ・施設関係者及び地域住民は、子どもを見守り、ころや体への暴力を受けていると思われる子どもを発見したときは、直ちに町や関係機関に通報しなければなりません。
- ・町は、ころや体への暴力を受けた子どもを速やかに救済するために、関係機関と協力して必要な取組を実施します。

子どもへの危害に対する取組

- ・町は、保護者、施設関係者及び地域住民と協力し、子どもが、子どもにとって有害な環境や犯罪の危害と接することがないように必要な取組を実施します。
- ・町は、子どもが安全で、安心して暮らすことができるよう公共施設等の整備や必要な支援を行います。

育ちを支える居場所づくり

- ・町は、子どもが仲間と集い、自治的な活動ができる居場所づくりを進めます。
- ・町は、子どもが自然との触れ合いやさまざまな体験をしたり、異なった世代の人々と交流したりする場や機会を提供し、豊かな自己の育ちを支援します。

施策推進のための計画・体制

「子ども会議」の開催

子どもを大切にするまちの実現のための、子どもからの意見収集

「子どもに関する行動計画」の策定

子どもにやさしいまちづくりの総合的・計画的推進

「子ども施策推進委員会」の設置

子どもに関わる施策の検討

「子どもの権利擁護委員会」の設置

子どもの権利侵害からの救済・回復

附則

- ・この条例は、平成23年4月1日から施行します。
- ・この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第1項の規定により策定されている計画は、第25条の規定により策定された行動計画とみなします。